

面会交流に見る別居親と子の関わり

— 家族機能不全と愛着の視点から —

青 木 智 子
木 附 千 晶
福 田 雅 章

1. 研究の目的

日本では、従来、離婚時に父母のいずれかが単独で親権を取得する単独親権制度を採用してきた（民法819条）。2011年に民法を改正（第766条）し、単独親権制度は維持したが、離婚に際して「子の監護について必要な事項」を父母が協議をして定めることとした。すなわち、「子の利益を最も優先して考慮」しながら、「面会及びその他の交流」、「子の監護に要する費用の分担」、「その他の子の監護について必要な事項」を協議して定めることが、初めて明文化された。

この改正は、子の利益の観点からは、離婚後も別居親（＝非監護父母、以下、これらを別居親と記述）と子との間での適切な面会交流の実施、および養育費負担のあり方を、離婚時に取り決めておくことの重要性を示すものである。しかしながら、現実には、取り決め内容の記載は任意であり、離婚届の書式の「親子の面会方法」や「養育費の分担」の取り決めを記載する欄が未記入でも、いずれかが親権者になることさえ明記されていれば離婚届は受理される。これは、離婚後も「共同親権」による「共同養育」を原則的に法制化している国々において、子どもの成長・発達と最善の利益のために、養育費の分担および面会交流の取り決めなしには、離婚が許されないのとは対照的である。

平成30年度「我が国の人口動態」によると、平成28年の離婚件数21万6798組のうち、未成年の子がいる離婚は12万5946組（全体の58.1%）で、親が離婚した未成年の子の数は21万8454人、未成年の子がいない離婚は9万852組（同41.9%）であった。また、親権を行う者別の離婚件数の年次推移では、平成28年は「妻が全児の親権を行う」は10万6314組（未成年の子のいる離婚件数に占める割合は84.4%）で、その割合は昭和40年代以降増加傾向にある。一方、「夫が全児の親権を行う」は1万5033組（同11.9%）、「夫妻が分け合って親権を行う」4599組（同3.7%）であった。このうち、別居親と「現在も面会交流を行っている」のは、父子世帯の45.5%、母子世帯では29.8%にすぎない（厚生労働省「ひとり父母世帯等の調査結果」28年度）。面会交流が実現しない理由として、「相手と関わり合いたくない」「相手が面会交流を希望していない」「子どもが会いたがらない」など、いわゆる父母の都合と子どもの意思が主とされるものの、子どものみならず夫婦間・父母間葛藤によるものが大きいと推測される。しかしながら、これらの高葛藤が面会交流やその後の解体家族に与えている影響を別居親・同居親の視点から検討した先行研究は、棚瀬(2007)(2004)のケース研究、半田(2014)の質的研究に限定される。

別居・離婚後の子どもの適応についての研究動向は、本田・遠藤・中签(2011)、直原・安藤(2018)による文献レビュー詳しい。その中でも面会交流について触れた論文として、親の離婚を経験し、その体験を乗り越えたと主観的に感じている大学生を対象とした離婚後の子どもの回復プロセス(藤田2016)、面会交流を順調に継続してきた子どもの面会交流と別居親を通じた関係性の構築(小川2018)、父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流(青木2012)が代表的な質的研究である。また、青木(2011)は、面会交流の有無と自己肯定感・親和不全の関連について検討し、別居親と面会交流をしていない子どもは、自己肯定感が低くなり、親和不安が高くなることを量的研究から明らかにしている。

そこで、本研究は、これらの背景を鑑み、主に別居親に焦点を当て、彼らが別居することになった子どもをどう認知し、面会交流をどのように認識し、実施しているのか、その現状と意識を明らかにすることを目的とする。

この研究の実施により、法と心理が協働した①面会交流の家族機能問題に関係する仮説、②父母高葛藤の紛争が本格化する以前の、家族機能調整のための第三

者支援・相談システムの構築、③現行の司法・法制度の見直しおよび提言が可能になると思われる。

2. 方法

(1) 事例／インタビュー協力者

調査協力者A氏(40代後半：男性)は、A氏の弁護士とA氏をサポートする臨床心理士の紹介による縁故法で協力を得た。

A氏の説明によると20XX年、都内の自宅から、B県C町に帰省した妻が4歳の長男、3歳の長女を連れ去った。半年間に及ぶ監護権・面会交流審判判決において、面会交流は月1回、4時間と決められた(ただし、双方が抗告)。

20X1～4年までの一定期間、面会交流が実現したものの、20X5年以降、面会交流不履行の状況下にある。実際には、20X6年2月末までの段階で、面会交流の完全履行は長男22回、長女25回であり、不履行数はそれを上回る長男37回、長女35回であった。裁判所は妻側に対して面会交流を履行するよう金銭の損害賠償を認めて迫った。しかし妻側は、そもそも「A氏には面会交流を請求する権利などない」としつこく主張して最高裁まで争った(請求異議裁判の提訴)が、その主張は認められなかった。

以下に示す経緯は、近々に実施された最後の裁判：抗告理由補充書兼準備書面(1)(平成30年(ラ)第118号 面会交流審判に対する抗告事件、親権者変更申し立て却下審判に対する抗告事件)の資料に基づき、事実関係を示すものである。また、本稿では主に面会交流に焦点を当てているため、裁判経緯は交流に関するものに留めた。

概要：第1期<連れ去りから判決・面会交流決定までの経過>

20XX年：7月に1か月間帰省した妻(20代後半)子(4歳男児・3歳女児)が夫であるA氏(40代前半)のDVを理由に帰省先(B県C町)のDV女性支援団体のサポートを得て、シェルターに入所し(その後、生活保護を受けて転居)、離婚訴訟を申し立ててきた。10月に地裁が保護命令を出す、12月には保護命令が東京高裁で却下。妻はその両親の指示によって保護命令申立時の2年前からA

氏との会話を録音するなど、現実には存在しない暴力について証拠を収集しようとしたが、具体的な証拠は一切なく、説得力のある主張はできていない。これらについてはC町健康課長、および都内の居住する児童相談所子ども支援課の職員2名も夫婦喧嘩の域を超えた暴力はなかったと証言している。

20X1年：第1回目の監護権・面会交流審判（1月）。翌月、家裁プレイルームで30分間の施行面会が行われた。連れ去りからすでに半年が経過していたが、子らは、A氏に親和性を示し、A氏に会わせない理由がないという裁判所の判断から、4月には2回目、6月に3回目の施行面会50分が実施された。また、双方の弁護士がやり取りし、6月には子らが、都内の自宅で父方祖父母との再会を果たす（父親であるA氏は弁護士事務所待機）。7月に監護権・面会交流審判により、「月1回4時間の面会交流」と判決。双方が抗告。

第2期＜順調な面会交流と妻の入院＞

X1年8月～X2年3月（1～8回）まで順調に面会交流が行われる。長女は毎回「パパと一緒にいる。帰りたい」と強く主張するなどし、長男も交流を楽しんでいた。交流の条件等は双方のやり取りで決定されたが、A氏の要望は全くと言っていいほど聞き入れられず、C町にある児童館での交流が続けられた。X1年10月以降には父親の要望が一部受け入れられ、宿泊先のホテルで昼食を共にできることになる。X2年3月には、その前月（2月）に妻が結核で入院していたことが判明し監護者変更裁判（入院中の監護させる事の審判）面会交流調停を申し立てる（ただし後に取り下げ）。

X2年4月に妻は退院。退院翌日に9回目の面会交流が予定されていた。ところが、引き渡し場所で子どもが嫌がっていることを理由に、相手方弁護士が大声をあげて、子どもを抱えてそのまま連れ帰るなどの面会時間の短縮や妨げを画策した。X2年5月（10回）にはA氏が引き渡し場所に出向くも、相手方弁護士より電話があり「子どもが嫌がっていて、子どものために良くないと思うので差し控えたい」と一方的に電話を切られ、面会交流不履行が続くようになる。

第3期＜第三者機関の介入のもと面会交流＞

妻より「間接強制（債務者が履行を怠った債務の代わりに裁判所が一定額の金

金を支払うよう命じること)を申し立てられたため、面会交流を行う」と連絡があり、X3年2月より、1月分の補填として第三者機関を通した面会交流が実現する。長男の「パパを好きと言ってはいけないだよ。ママに怒られるよ」、「ママに叩かれる」。また、長女の「大きくなったらパパと結婚するの」などのアンビバレントな発言・態度や、母親が現れた際の挙動からA氏は妻による長女への虐待の疑念を抱いた。子らがA氏の父母の悪口などを言い出し、X2年9月(14回目)には風邪を理由に長男が面会交流を拒否。ただし翌日の保育園運動会には参加しており、A氏は招待状を得て見学していたにもかかわらず警察を呼ばれた。その後、妻の支援措置(DVなどの危険性がある場合、加害者に被害者の居住地を知らせないようにすること)は解除され、11月にはA氏が離婚訴訟に敗訴。2度の面会交流不履行後、12月(17回目)には面会交流の立会人としてD氏を得るが不履行継続のため間接強制を申し立てる。

第4期<間接強制申立てによる面会交流の再開>

間接強制の申し立てにより妻より面会交流実施が提案される。X3年2月(18回目)には長男・長女ともに「もっと遊びたい」と言い、A氏がだっこをすると「あと100回」(長女)と喜ぶ。一方で、「面会を終わるように言わないとママに怒られる」(長男)と言って泣いた。3月には妻子が再転居し、長男は(学校区が転居前と異なる)小学校入学、長女は(3回目の)転園となることをC町保育課から聞かされ、A氏は、子らの環境の変化について心配を募らせた。4月(21回目)には、引き渡し時に「パパに会いたくありません」(長男)と言われるが、時間の経過と共に喜んで遊んだ。長女は「(引っ越しについて)前の家が洪水になっていけなくなった」と語る。5月(22回目)、面会が嫌という長男の発言がパフォーマンスのようになる。不履行から半年を経て、子らの否定的な態度が減少する。6月(23回目)面会中に父方祖父母と電話で会話をするものの、子らはA氏の父に「くそ野郎」など罵声を浴びせた。その後、順調に面会交流が継続するが、11月に離婚訴訟の結審が出ると、その影響か、12月(30回目)では、「子どもが嫌がっている」とする妻による主張から、長男とは面会できなかった。

X4年1月(31回目)面会交流不履行。交流日当日まで先方からの連絡もないまま中止。再度、間接強制を申し立て、3月には1人につき25,000円の決定。そ

の後5月(35回目)まで不履行が続き、7月(37回目)は1時間半に限定される。最後となる9月(40回目)は長女のみとの面会交流であった。X5年には、面会交流申立却下審判に対する抗告事件の原審の差し戻しが決定され、妻側が請求異議を申し立てた。

(2) データ

分析対象となるデータは、A氏への①インタビュー、②連れ去り以降のメモ、日誌、裁判資料、面会交流記録(写真を含む)、③細部の確認や聞き取りが不足していた部分のメールにおけるやり取り(25回の往復)である。

インタビュー時期は、2019年7月～8月であり、インタビュー協力者が他者に話を聞かれない配慮可能な貸会議室において、半構造化面接(2回)、非構造化面接(1回)のそれぞれ120～180分、計3回実施した。なお、②の資料は、適宜、インタビュー時に内容を確認するとともに、分析対象データとして活用した。

なお、離婚に至る経緯や面会交流不履行には夫婦双方に問題があると考えられるが、あくまで本論文におけるインタビューは当事者の語りを中心としたものである。このため、妻についての情報は個人が特定されないよう注意を払った。これに加え、本研究は平成国際大学倫理審査委員会「面会交流における別居親・同居親・子どもに関する研究」の承認を受けている。

(3) 倫理的配慮

インタビュー時の具体的な倫理的配慮には面談合意書を通して行った。面談合意書は、①研究の趣旨、②研究方法の好評、③研究協力と中断の自由、④インタビューデータの取り扱い、⑤プライバシーへの配慮、から構成され、読み上げながら説明し、インタビュー協力者の理解と合意を確認した上で、署名を得た。インタビューは、利用者の許可を得て録音し、メモとICレコーダーから逐語記録を作成し、分析対象データとした。逐語は施錠棚に保管し、論文作成後に全てのデータを破棄した。

表1 面接形式と質問項目

	面接時間／形式	面接の質問項目
第1回	3時間／ 半構造化面接	①基本的属性 ②別居親になるまでの経緯 ③同居解消後、家族との関わりに生じた変化 ④裁判・調停（司法）は家族にどのような変化をもたらしたか ⑤面会交流の有効性と問題点 ⑥一連の出来事において、当事者を支えたもの（サポート源）、妨げたものはなにか。
第2回	2時間／ 半構造化面接	①分岐点となった出来事の前後にどのようなことが生じていたか、内的・外的な面での変化 ②今後のA氏の展望
第3回	2時間／ 非構造化面接	2回の面接に基づき、関連する事柄を自由に語ってもらう

(4) 分析方法

3回の面接における逐語記録、および資料、メールでの確認等をもとにKJ法（川喜多 1967）の手法を用いて文章化を行った。具体的には、①逐語および資料を「出来事」と「それに伴うエピソード」に分けてカードに記載する、②関連するカードをグループにまとめる、③関連しているグループを線で結び図解化する、④抽出した文章をつないで全体を文章化するとする安田・サトウ（2012）の方法に準じてTEM（Trajectory Equifinality Modeling）図を作成すべく処理を行った。

なお、質的研究法において最も一般的に選択されるグラウンデッド・セオリー・アプローチを本研究で採用しなかった理由として、インタビュー協力者が1名である場合に、TEMは対象者の具体的な経験を時系列で保持しながらモデル化できること、ケースに対する理解を深められる、の2点をあげる。

TEMは、人生の岐路を非可逆的な時間の流れの中でとらえ、人の行動や選択が、歴史的・文化的・社会的なさまざまな力による制約の中で決定されていくと

考える。人間の発達や人生径路の多様性・複線性のなかで、人々はある一定の状態に等しく辿りつく。この到達点を等至点 (Equifinality Point : EFP) と呼ぶ。あわせて、EFPとして焦点化された行動や選択に対する補集合的なものとして想定されるものを、両極化した等至点 (P-EFP) と呼ぶ。また、人生の径路において、いくつかの分岐点を設定し、通常、多くの人が経験するポイントを必須通過点 (Obligatory Passage Point : OPP) とする。

さらに OPP や BEF に制約を与えるさまざまな力のうち、援助的に働く力を社会的ガイド (Social Guide : SG)、阻害的・抑制的な要因として働くものを社会的方向づけ (Social Direction : SD) と呼ぶ。例として、人からの支えや社会的な支援や制度、行動を後押しする認識や認知は SG に該当する。図1は本事例の TEM を示したものである。TEM では別居親の視点から、子らが何に影響を受け、家族がどのように変容して行ったかをその言動から明らかにした。

なお、以下、夫である A 氏の視点を中心とし、婚姻関係が破綻した後についても夫・妻という表記を用いるとともに、義母・義父 (妻の両親) と記述する。

3. 結果と考察

1) 妻の原家族

人は家族の中で育ち、気がつかないうちに家族の影響を全面的に受けているのである。ところが、本人は家族の影響に気がつかないことも多い。また、家族も自分たちが大きな影響を与えているという自覚を持たないことが多い (村尾 2014)。本事例はその典型的なものと言えるだろう。

義父 (=妻の父) は夜間高校を卒業後、町の準公務員として働きはじめ、「小学校の用務員などをしてしたが、偏屈で1、2年で職場を変っていた」(妻)。ギャンブルや風俗、酒が好きで、妻は子どもの頃、義父と遊んだ記憶はない。一方、義母 (=妻の母) は幼児期から父親にひどい暴力をうけており、「安定し、自立した職業を」と看護師になった。義母にとっての結婚は家を出る口実でもあった。妻の原家族の家計は、専ら義母の収入に依存していたが、義母は使い古しの中古車を、義父は高級外車を乗り回すというように経済面は全て父が支配していた。家庭よりもキャリアを重んじた義母は、常に不在がちで、妻が3歳時には、

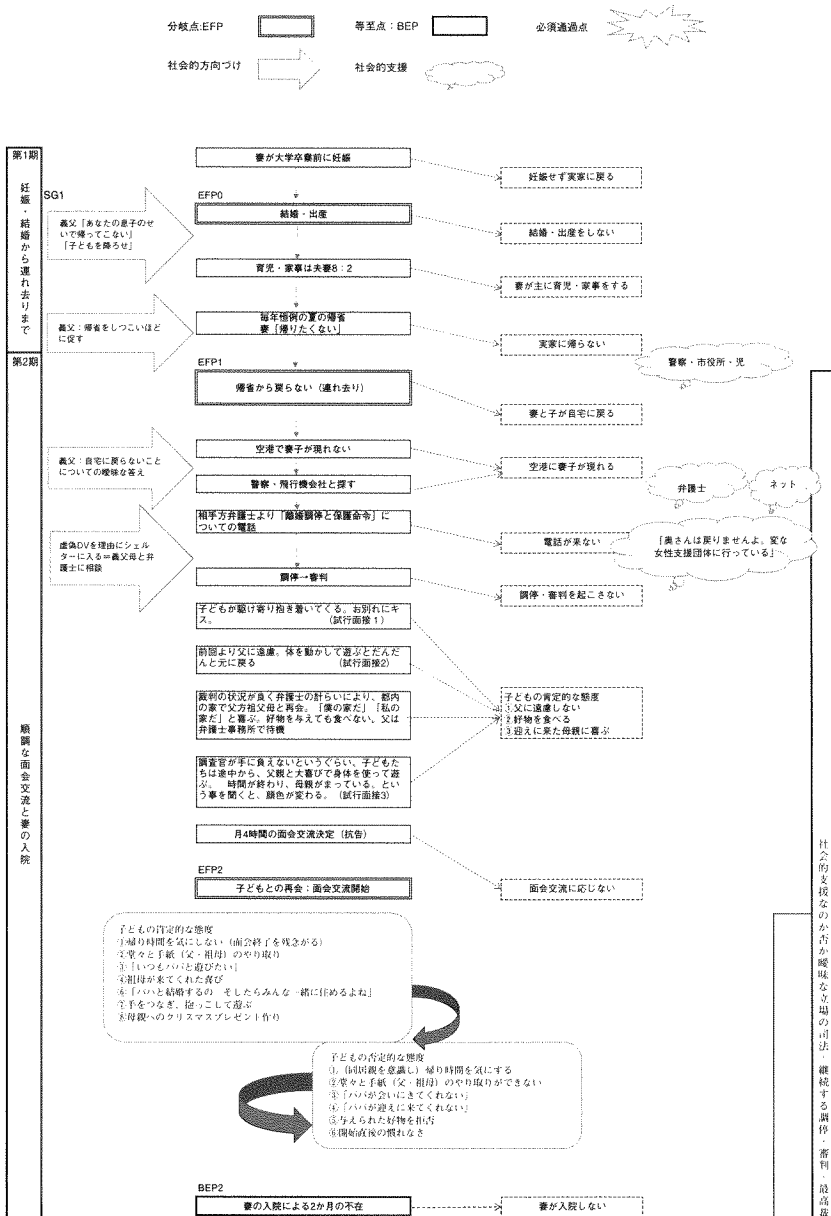
東京で研修を受けるため1年間家を空けたこともある。義父母はその両親（妻の祖父母）の家の前に家を新築し、妻は祖父母に育てられた。8歳年下の妹は小学校高学年からいじめに遭い、中学はほぼ不登校のまま単位制高校を経て、大学に進学した。高校時には頻繁にリストカットをしていたという。

妻が子を連れ去る3か月前には、義母の両親の介護を拒否した義夫が「義母と離婚したい」と、A氏に相談を持ち掛けている。しかし、この離婚問題は、妻が子の連れ去りという形で、原家族に戻ることにするとともに消滅した。つまり、妻子が実家に留まることで、妻の原家族は一時的に安定感を取り戻したと言える。

表2 TEMによる分析で用いた概念の位置づけ

概念	本研究の位置づけ
等至点：EFP	(EFP0) 大学卒業前の妊娠。結婚・出産に至る (EFP1) 帰省に伴う連れ去り (EFP2) 子どもとの再会：面会交流開始 (EFP3) 子どもに会えない：面会交流不履行 (EFP4) 離婚による姓名の変更：長女「パパとは結婚しないの。おとなになったら〇〇（妻の旧姓）になるの。おとなになるとみんな〇〇になるんだよ。」
分岐点：BEP	(BEP1) 「奥さんは戻りませんよ。変な団体に行っている」 (BEP2) 2か月の自宅不在：妻が結核で入院 (BEP3) 長女「パパと会いたくありません」 (BEP4) 妻「面会交流支援を打ち切りにしてください」 (BEP5) 「こんなのではない」とお気に入りのネックレスを持ち帰らない娘
必須通過点：OPP	離婚裁判敗訴：家族の解体
社会的方向づけ：SD	原家族によるネガティブな関与＝離婚・連れ去り
社会的ガイド：SG	子どもの幸せを願う、自身の成長

図1 本ケースのTEM



第3期
第三者機関の介入のもと面会交流

第4期
関係強制を立てよる面会交流の再開

妻に対する継続した面会交流に関する条件の提示

子どもたちの変化
①結核入院のため、母親と会えていないためか、面会交流において長女「帰らない」、長男「次にいつ会えるの」と、子らは、なかなか帰ろうとしなかった。母親と会えてないと帰る際に長女がいり、離れるのが辛くなる。嫌そうだったが、無理やり返す。その後、妻が結核だと発覚（気には感じていた）。子らにはわかるように伝えているが、すべて無視される。→この時に子らを帰した事や保育園など無理に会いに行かなかった事、子らは父親に見捨てられたと感じるようになったのではないかと目に見えて現れており、直事をとれているのかわからない。

②長女は、目上と下で親役から母親から離れないことが多い。退院から数日はいつも相手方に行く。ついでに、数日後から元に戻った。長男は抱いているのが相手方に寄り寄って来ず、まあまあいい感じがあった。2週間ほどしてから元に戻った。（調査報告書）

③「パパのことは嫌いなんだよ」「ママとおじいちゃんか、パパがママを困らせたと言った」「東京のおじいちゃんとおばあちゃんか（お母さんがおじいちゃんか）会ってはいけないんだよ」「東京のおじいちゃんはお気だからいいんだよ、だから会わないんだよ」

相手方親による、母不登校の悪口や噂を聞き、子どもへのケアの不足

相手方弁護士が子どもが嫌がっていることを理由に大断を上げて、子どもを抱えて連れ帰る

妻が2回の面会交流不履行

夏期で面会交流拒否の翌日に夫が保育園運動会に招待状を持って参加するが警察を呼ばれる

妻「子どもが嫌がっているので面会を差し控えたい」とする相手方弁護士からの電話

第三者(D氏)を介した面会交流の方法に変更

片親疎外感を強く結ぶ

EFP3

子どもに会えない(面会交流不履行)

BFP3

「パパに会いたくありません」と長女に言われる

EFP4
離婚による姓名の変更：長女「パパとは結婚しないの。大人になったら〇〇(妻の旧姓)になるの。大人になるとみんな〇〇になるんだよ。パパの名前は××(妻方親)だよ」

離婚裁判敗訴・家族の解体

面会交流：子どもはA氏を否定するように言われている。父への攻撃

面会交流不履行

面会交流中断(やめる)

D氏を介させない

片親疎外を感じない

子どもに会える

「会いたいです」

新家族の過剰を介入がない

面会交流継続

面会交流の実施

CP保育園

面会交流第三者介入A氏

CP(面会交流施行)

子どもの前向きな態度
片親良く扱われるがD氏が見ていると、嫌われるような態度。D氏は母親の目、子どもの中で氏=母親=保護(父親=悪)のような図式が定着しているように感じる。

妻「おじいちゃんとおばあちゃんは何で嫌い？」

妻A氏の悪口を言うようになる

妻「パパに会いたくありません」=長男・面会そのものの拒否

妻「一度面会が終わるように言わないとママに怒られる」(長男)

妻「帰ると言わないとこれから外で遊ぶなくなる」(長男)

子面会交流に対する妻の規制が増える、できることが少ない

A氏への攻撃が増加する

A氏は、「妻は精神的にも弱い部分があった」とも語っているが、連れ去り（EFP 1）前、夫婦仲の問題はなく、産後寝こみがちな妻に代わって、子らの小学校入学までは、自由業の自分が子育てをしようと考えていた。実際に育児や家事の大部分はA氏が負担するか、A氏の実家の両親が担った。妻はA氏に「親に育てられたことがないから、どう子どもを育てればいいのかわからない」とも語っているが、A氏は「夫が家のことを全てしまうと、家庭内の妻の存在意義がなくなり、妻が自信を失うのでないか」と懸念していた。

また、それまで妻は毎夏、子を連れて帰省していたが、A氏と妻は「(来年から)子どもが小学校に入ると長い帰省はできないね」「今回が最後になるかもしれないね」と話し合っていた。その年も妻は帰省に乗り気でなかったが、義父からの連日の電話で、帰省を半ば強要されたという。A氏は義父に「娘さんを自分で説得してください」と伝えたと記憶している。

連れ去り時当初、義父は「(妻子は帰京する)飛行機に乗った」と説明していたが、空港警察や地元警察、航空会社などが妻子の搜索を始めると「もう帰らないと言っている」(義父)などと発言内容が二転三転し、その日の晩には、相手方弁護士が離婚調停と保護命令についてA氏に電話連絡が入った。帰京取りやめについては、事前に義父と妻の間で決められ、帰省中にシェルターを有するDV女性支援団体（BEP 1）に相談を持ち掛けていたようである。

そもそも義父は、結婚そのものに反対であり、妻が実家に戻り、教師として、自立して働くことを切望していた。ところが大学卒業前に妊娠し、結婚に至ったことで、A氏に良い印象を抱いていなかった。妻は自身の家族を「自己肯定感の低い家族」ともA氏に語っている。また、出産について「母は看護師だから日ごろから命の大切さについて説いている。だから出産にも賛成だろう」(妻)とA氏に言っていたが、義母は墮胎できる時期を過ぎてもそれを強要し、妻の里帰り出産も叶わないままであった。A氏の目から見て、義父母の子どもたちに対する態度は「子どもが小さく面倒な時期は夫婦に任せて、ある程度大きくなったところで引き取り、育児をやり直しているように見えた」と言う。

斎藤(1996)は、子育てや団欒、地域との関わりなど、一般的に家庭に存在すべき機能が健全に機能せず、虐待・アルコール・共依存・親不在など問題を有する家庭に育ち、その体験が成人になっても心理的外傷(トラウマ)として残る歪

んだ家族文化・システムを総称して「機能不全家族」と呼ぶ。機能不全家族内で育った子どもは、成長の過程での環境や境遇からの影響を受け、考え方や感じ方に偏りが生じ、おとなになっても生き辛さを抱え、他者・社会と健全な関係を築くことに困難さを抱えるとされる。このような家庭で育った子どもが養育環境の不健全さに気づいた場合、過去に学んだ生活習慣からの脱却に向け、多くのエネルギーを費やし、回復の努力を強いられることになる。しかしながら、機能不全家族の一番の問題点として、①機能不全家族の中で育った子どもが、養育環境の不健全さに気づかない場合、自身の配偶者に同様の歪んだ価値観を持つパートナーを選択してしまう。②親は無条件に正しく、全てを子どもが原因だと決め付け、子どもが傷つく場合が多い、などをあげている。また、機能不全家庭では、その家庭を構成する親、または祖母などが機能不全家族で育った「世代間連鎖」が見られる特徴があるとされる。

本事例では、妻は義父とは正反対の配偶者を得たが、円満な家庭に慣れない育ちから居心地の悪さを感じていたのか、最終的には原家族を選択し、親に盲目的に従う形で家を出ることになった。「自分自身が親から遊んでもらっていないので、子どもが何をしたら喜ぶかわからない」とA氏に語った妻を育てた祖母は、妻に厳しかった。また祖母は、大工である祖父からはひどい暴力も受けていた。つまり妻側の家族には厳格さや暴力がつきまとっているだけでなく、きちんと子どもを育てるという経験をした者がいない不健全な、いわば機能不全家庭であったと推測される。

また、義父は家庭内では支配的にふるまう一方で、義母に経済的に依存してきたが、妻に対しても義母同様の経済的に自立できる職業選択を強いている。妻は教師を目指すべく大学に進学したが、卒業直前に妊娠し、職業的自立よりも子育てを優先せざる得ない状況となってしまう。これは支配的な父の希望に反した人生の選択であったともいえる。妻は離婚後、義父の願いを叶えて、教育職につき経済的には自立しているが、どれだけ子育てにコミットしているかは不明である。というのも、A氏は面会交流の度に、子らが痩せている様子や、食べていない、世話をされているとは考えにくい様子を目にしている。ここから推測するに、妻も義母・祖母同様、十分に子育てできていない可能性がある。

内田（2018）は、母娘関係と父親の役割について家族の世代間伝達を踏まえた

上で「娘にとっては、父親の姿は母親との会話や母親の目を通したもので、そこから父親の存在を理解し、感じ取っている」と指摘する。夫婦関係が良好であると、母親の優しいまなざしの中で父親が語らえるので父親の姿も接しやすく、親近感が持てるものになるが、夫婦関係にすれ違いがあり、冷えていたり不信感があると、当然母親の目を通した父親の姿はネガティブなものとなり、それがそのまま娘の父親像、父親の姿につながっていく。本事例の場合、妻にとって義母は義父に支配された母親像として認識されているだけでなく、A氏の話からは「(義父は) 妻に金を無心し株をすることが唯一の楽しみ」「2人の兄がいるが親戚付き合いは全くない」ネガティブなものであったことが分かる。それにも関わらず、妻は世代間呪縛から離れることができなかつたと推測される。

2) アタッチメントと面会交流

アタッチメント(=愛着)の形成は子どもにとって重要な発達課題である。ボウルヴィ(1976)の愛着理論は、発達初期の子どもは養育者との関わりの中で、養育者が子どもにとって心の安全基地としての機能をもち、子どもは、そのような愛着関係を通じて、養育者をはじめ他者や自己に関する一般的な認知的枠組みを内在化させる(=内的作業モデル)。内的作業モデルの中には、養育者に関するイメージや母親観、人間観、世界観、自分自身に関する自己観などが含まれ、生涯を通してのパーソナリティ形成が包括的に行われる。幼少期の養育者との愛着関係が良好であれば、それは心の安全基地として働き安定した内的作業モデルが形成されると考える。つまり、周囲から分離されて不安状態に陥った際に、他者からの慰めや情緒的サポートを得て不安を低減しようとする行動こそが愛着行動であると説明できる。一方、不安定なアタッチメント・スタイルを持った親は、子どものクライシスに対応できず、子どものニーズからかけ離れた関わりをし、子どもは他者に対して疑念に満ちた不安定な内的作業モデルを形成する可能性を強める。ただし、成長の過程で、教師や仲間などと支持的な関係にある程度継続的に持つ機会などがあると、不安定なアタッチメントでも変化する可能性は確認されている。しかし、外部からの何らかの影響か介入がなければ、内的作業モデルを通してアタッチメント・スタイルは固定化されやすくなり、場合によっては世代を超えて伝達される。

だからこそ、国連「子どもの権利委員会」も、2005年の「乳幼児期（出生から8歳まで）における子どもの権利」に関する一般見解でこの愛着理論を取入れ、「子どもの成長発達には、子どもが外界に働きかけていく力（主体性）を尊重し、実現してくれる親および専門家（保育士や教師など）との人間関係（受容的な応答関係）が不可欠であること」を確認し、それを実現するための具体的な権利として、子どもの権利条約第12条「意見表明権」を「子どもがのまの意見・欲求を身近なおとなに表明し、それに適切に応答してもらう権利」と解釈したのである（国連「子どもの権利委員会」『一般注釈第7号』14、16）。また、1989年に国連第44回総会本会議において採択された、科学的、歴史的、世界的な子どもの成長・発達のための約束である「子どもの権利条約（＝児童の権利に関する条約）」は、その前文で「子どもが、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、子どもが、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべき」としているが、これはまさにポウルピィの提唱した心の安全基地たる養育者およびそれが人格形成に与える影響を彷彿させる。こうした愛着理論および子どもの権利条約に基づけば、たとえ父母が離婚しようとも、自らの健全な成長のために、子どもは愛されること、すなわち父母との関わりを維持することが望ましいと言える。

ところが現実には、父母間高葛藤、同居親の原家族と密着した暮らし、同居親の別居親への拒否感、こうした環境への子どもの過剰適応や「苦しい環境から抜け出したい」という思いから「別居親に会いたくない」という子どもの意思が形成され、面会交流が実現できないケースは多々見受けられる。

あわせて、父母間高葛藤や父母の原家族の問題に晒された子どもたちに、適切な愛着形成がなされたかという問題もある。健全な愛着形成は、子どもにとって重要な発達課題であるが、片親疎外（Gardner 1985）（青木 2010）の問題と比較して、家族機能不全の視点からさほど論じられてこなかった。しかし近年、同居親が「子どもの発達障害」を理由に面会交流を拒否しようとするケースが増えており、発達障害と愛着障害の症状の類似性からも、愛着の視点で面会交流の問題を考える必要がある。

本事例に目を移せば、妻の成育歴は、義父母から不安定なアタッチメント・ス

タイトル（北島 2012）を得たとも考えられる。妻は、子どもにどのように接すればいいのかわからないまま、かつてはA氏とその両親に子どもを委ねていた。さらに、妻は連れ去り後は十分に子どもにコミットできておらず、愛着障害であるとも推測できる。それを裏づけるのが、妻が「幼い子らをA氏に任せて横になることが多かった」とするA氏の語りである。

2歳、3歳までの乳幼児期に、母親がうつ病などの精神疾患や何等かの事情により子どもに対して十分な関心や世話を与えることが困難な場合、愛着障害や不安定型愛着を生じやすく、子どもに与える愛着の問題が見られやすい。これらは、「第4の発達障害（杉山2007）」、「外傷性発達障害（岡田2011）」とも説明され、発達障害と酷似した症状を呈するものである。別居・離婚後の父母葛藤が高い場合、この子らは不安定な親との関わりや、一貫性のない養育態度（皆川他 2014）を示されることで、子どもの愛着に問題を生じさせることも少なくない。義母の妻に対する養育態度は、妻に何らかの問題を与えてはいないだろうか。

本事例では、連れ去りから半年後の試行面接でA氏と子どもたちが楽しく遊べたことから、子らは妻との間よりも、A氏との間に良好な愛着が形成されていたとも推測できる。とすると、子どもたちは最も大切な愛着からむりやり引き離され、愛着対象の喪失を経験したとも言えるだろう。妻は現在に至るまで、子らの意図、および子らが発達障害であるとする理由から面会交流を拒否し続けている。しかし、上述したように仮に子らにアタッチメントの問題があるとするならば、子らが発達障害とされるさまざまな症状も愛着障害である可能性として視野に入れるべきではないだろうか。

3) 面会交流拒否の分岐点

A氏は「他の人から失敗した試行面会ケースばかりを聞いていた」が、一方で「自分が育てているので自信があった」ため、子どもに安全な場を提供し、子どもは純粋にその時間を楽しめた。ところが面会終了時に、妻が待っていることを伝え、子らの顔色が変わったという。半年ぶりに再会した子どもたちに、すでに父子間の違和感が生じていた。

この違和感は連れ去り1年後に安定した面会交流が実施され（EFP2）、回を重ねるにつれて大きくなっていった。2人の子どもの言動は変化を遂げ（EFP3）、

同居親である妻やその家族に影響されたであろう結果としての拒絶や、別居親であるA氏への誹謗中傷が増加した。例として、当初「パパと結婚する」「パパといつも遊びたい」と言っていた長女が、「パパとは会いたくありません」と訴え、A氏から面会交流の場で与えられ、喜んで遊んでいたプレゼントを「ママに叱られるから」と持ち帰らなくなった。長男は当初「会えなくてさみしかった」「パパが会いに来なかった。僕は待っていたのに」と語っていたが、好物を見せても「食べるとママに叱られる」「帰るといわないとまた遊べない」などと発言するようになり、父親と意図的に目を合わせない、面会交流立ち合い人であるD氏を“母親のお目付役”のようにみなし、緊張した態度をとり続け、最終的には面会交流そのものを拒絶するに至る。

ただし、これが子らの意思によるものとは考えにくく、子どもたちは、受け渡しに現れた妻やD氏の目が及ばない場では、父への親和性を示しており、ある意味、彼らがいる場面では父親を否定することが“儀式”として行われているかにも見受けられる。子どもたちのこれらのアンビバレントな態度は、面会交流の中絶に至るまで継続した。子どもたちの言動は、同居親によるものだけでなく、意識するにせよ、しないにせよその原家族からの影響が強いと考えられよう。

大きな分岐点となったのが、妻の結核による入院である（BEP 2）。面会交流の場でも妻が入院したことは誰からも伝えられず、「妻が病気である」（長女）という発言で明らかになった。当時、生活保護だった妻は子と3名で実家に隣接する場で生活していたが、子らは再び妻の実家での生活を強いられることになった。入院直後の面会交流（8回目）では、長女は「帰らない」「ママと会えていない」、長男は「次いつ（パパに）会えるの」となかなか帰ろうとしなかったという。この時に、子らを帰したこと、保育園に会いに行かなかったことなどで、子らは同居親である妻とも入院で引き裂かれ、父であるA氏からも「見捨てられた」と強く感じるようになったと考えられる。実際に、この機会に子どもを取り返せなかったことについてA氏は現在に至るまで、強い後悔の念を抱いている。

2か月後に妻が退院した翌日に面会交流が予定されていたが、監護者変更審判などに警戒してか、初めて不履行（BEP 3）となった。子らは面会交流の引き渡し場所にまで出向いてきたものの、面会交流に至らず、妻側弁護士の介入によって子どもは連れ戻された。その際、車には義父母も同乗していたという。その翌

月には面会交流不履行が当日電話で伝えられた。電話で子らと会話したA氏は、子らが面会そのものや父親を拒否していないことを理解できた。11回目以降、面会交流支援機関の立ち合い人であるD氏を得て面会交流がスタートするが、この頃から長男の拒否やA氏への悪口などが見られるようになる。いずれの場合も義父の影響下にあることは否めない。17回目直後に間接強制を申し立てたことにより、19回目以降、順調な面会交流が再開されるが、妻からも、子どもが拒否しているという理由から「面会交流支援を打ち切りにしてください」(BEP 4)という発言が次第に増加していった。

さらなる大きな分岐点は、離婚による姓名変更時であった。直後の面会交流で長女が「パパとは結婚しないの。おとなになったら〇〇(妻の旧姓)になるの。おとなになるとみんな〇〇になるんだよ」と無邪気に語り(EFP 4)、A氏の名(長女は幼いため夫の名を十分に認識できていなかった)を義父の名で呼び、間違いを指摘すると要領を得ない様子だった。離婚で姓が変わるだけでなく、義父の名を夫の名として教え込んでいる原家族に対し、A氏は強い懸念を抱いた。この頃から、子どもたち目に見えて変化が起きる。交流時は楽しく遊びつつも、長女は気に入って遊んでいたネックレスを「こんなのいらない」と帰宅時には持ち帰ろうとしなかった(BEP 5)。長男に至っては、自らの意思でA氏と会わないとして面会交流を拒否するようになっていた。

A氏はあくまで子どもの福祉を主張し、面会交流についてさまざまな提案を行っていたが(例として、長男と長女で遊び方が異なるため2人別々の面会交流日設定を検討し、妻に申し入れする、クリスマスプレゼントや誕生日プレゼントの受け取り拒否への抗議など)、ことごとく拒否され、妻の意向を汲まないと面会交流が実現できない状況下にあった。たとえば、面会交流時に共に食事ができるよう約束と取り付けても、事前に食事を済ませてきたり、宿泊先であるホテルで面会交流をさせないなど、妨害とも思える行為が続いた。特に子どもたちが喜ぶことについては、次の回から禁止するなどの対応を継続した。その背後には原家族の影響と、もともと良好な親子関係にあったA氏と子らの愛着関係を壊そうとする意図すら感じられる。

4) 片親疎外

本事例において、①隔離的別居を強いられた子らは、継続的に「妻をぶっていた」「悪い人だ」などA氏の悪口を吹き込まれ、A氏への暴言、虚偽DVがあったと刷り込まれ（＝洗脳）、②不合理な理由による面会交流の拒絶があり、③同居親の言動に影響された結果、子どもらの面会交流の拒否意思が見られるようになった。これらは次に述べる片親疎外の中核的な要素であり、本事例では原家族がすべてに関係していることを指摘したい。

片親阻害は、子どもが面会交流を拒否するさまざまな理由の1つである。アメリカから輸入された概念で、もともとは片親疎外症候群（PAS：Parental Alienation Syndrome）（Gardner 1985）と呼ばれた。Gardnerによれば、PASは、①同居親による子どもの洗脳であり、②子ども自身の積極的寄与によって引き起こされる（青木 2012）。PASについてはさまざまな議論が生じたが、現在では多職種専門家が片親疎外の問題を認めるに至り、2019年の段階では国際疾病分類改訂 ICD-11において、「PA：Parental Alienation（片親疎外）」が精神及び行動の障害の分類に新たに追加されることが発表されている。

ただし、その一方で、子どもが別居親を拒否する原因は、親の性格と認知機能、別居親に対する否定的な信念と行動、子どもの気質、父母間葛藤、専門家との関わり、拡大家族等、様々な要因の相互作用によるもので、必ずしも片親疎外行動だけに由来しないとする指摘もある（宮崎他、2014）。また、谷内（2013）は、さまざまな要因が影響を及ぼして悪循環を形成する、横山（2018）はシステム論からの理解を試行するなど、必ずしも片親疎外行動だけに由来するものでないと説明している。

日本においては「里帰り」「実家に帰る」などという文化は一般的なものであり、新たな家庭を築いたあと（＝結婚）も原家族やその親族は大きな影響力を持つ。連れ去りの多くは原家族を頼ったものであり、連れ去り後も原家族が経済的かつ物理的に支援するケースは非常に多い（木附・青木 2019）。つまり日本では、片親疎外に影響を与える対象を同居親の原家族や親族にまで広げる必要があると考えらよう。

4. 総括

無論、別居や離婚の原因は夫婦双方に問題がある。本事例においては、インタビューである夫の語りを中心とし、そこから推測されることと見立てを論じた。面会交流は子の福祉のためにも重要なものでありながら、親の都合や心理的要因から不履行に至ることが少なくなく、本事例もまたその点に着目したものである。

現在、日本では裁判所で面会交流が認められた場合でも、月1回、2,3時間程度が一般的であり、泊りがけの交流面接が認められることはごく稀である。これは、片親疎外への予防的な「親教育プログラム」を講じているアメリカとは大きく異なっている。またアメリカでは養育計画においても、計100日以上での面会交流が目指されている（青木 2014）。これらは、家族が解体した後も親子であることを自覚させるものであり、機能不全家族の連鎖を断ち切るための一助になっていると思われる。また、法律の改正、共同親権への移行も重要な課題であるだろう。

本事例の夫は、子どもの成長に応じた面会交流の見直し（たとえば、男女で興味関心が異なることから、成長に合わせて個別に面会交流を行うこと）、離婚後の子どもの養育計画を立てることの重要性を訴えているが、これらは「子どもの福祉」を考える際に必要不可欠なものであると考えられる。

いずれにせよ、これらの問題の対処には、心理職のみがサポートするには限界があり、法と心理の協働が必要不可欠である。しかし一方で、家族システムや子どもの発達、人間関係の調整や言語化できない思いなどの無意識下にあるものへの理解・解釈など、心理および心理療法の知識やスキルが求められていることについてさらなる調査を重ね、事例を検討すべきであろう。また、家族間の調整が離別に至る前段階でなされ、家族が家族としての機能を取り戻し、あらゆる家族メンバー、とくに最も弱者である子どもの利益が守られ、その成長・発達が守られるような支援機関の必要性を訴え、それらの支援機関の発足を検討したいと考える。

引用文献

- 青木聡 2011 面会交流の有無と自己肯定感／父母和不全の関連について カウンセリング研究所紀要34 5-14
- 青木聡 2012 離婚毒 訳者あとがき 誠信書房 282-292
- 青木聡 2014 離婚後の面会交流与片親疎外 子育て支援と心理臨床 vol.9 49-54
- 青木聡 2017 父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流(2) —インタビュー内容の質的分析の結果から 大正大学研究紀要102
- Bowlby, J. 1963 Pathological mourning and childhood mourning. In R. V. Frankiel (Ed.), Essential papers in psychoanalysis. Essential papers on object loss. London: The Hogarth Press.
- (ボウルビィ, J. 黒田実郎・大羽葵・岡田洋子訳 1991 III 対象喪失 (母子関係の理論) 岩崎学術出版社)
- Bowlby, J. 1976 Attachment and Loss, vol. 1 Attachment. London: The Hogarth Press.
- (ボウルビィ, J. 黒田実郎・大羽葵・岡田洋子訳 1991 新版・母子関係の理論 I: アタッチメント行動 岩崎学術出版社)
- 藤田博康 2016 父母の離婚を経験した子どもたちのレジリエンス: 離婚の悪影響の深刻化と回復のプロセスに関する「語り」の質的研究 家族心理学研究 30 1-16
- Gardner, R. A. (1985) Recent trends in divorce and custody litigation. Academy Forum, 29 (2) 3-7
- 福田雅章「面会交流審判に対する抗告事件(平成30年(ラ)第118号)に関する札幌高等裁判所への抗告理由補充書準備書面(1)」(46頁 2019年8月10日)
- 半田伊吹 (2014) 男性別居親の共同養育実現のための社会行動と家族意識の変化 放送大学大学院文化科学研究科修士論文(未刊行)
- 本田麻希子 遠藤真喜子 中釜洋子 2011 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について 東京大学大学院教育学研究科紀要51 269-286
- 木附千晶 2018 子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約 アタッチメント理論をベースに12条「意見表明権」を問直す 児童福祉法および民法の改正から見る権利条約 第一部 アタッチメント理論をベースに12条「意見表明権」を問直す 平成国際大学教職支援センター紀要 教職研究3号 23-31
- 木附千晶 青木智子 2019 子どもの権利を保障する面会交流を目指して: 心理職に求められるもの 平成国際大学論集 平成国際大学法政学会23 115-132
- 北島歩美 2012 家族療法に生かすアタッチメント アタッチメントの応用と実践—医療・福祉・教育・司法現場からの報告(数井みゆき編著) 誠信書房 44-65
- 国連 2005「子どもの権利委員会」 一般的注釈第7号 14, 161
- 皆川真崇 松山亜矢 小川 光長他 2014 子をめぐる紛争の解決に資する交流場面調査の効果的活用について: アタッチメント理論を活用した調査の構造化, 評価及び子の視点からの提言 家裁調査官研究紀要 第18号 113-156
- 宮崎紀子 土方正樹 鳥居貴美子他 配偶者暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究 家裁調査官研究紀要 第19号 1-89
- ICD-11 <https://icd.who.int/> 「Parental Alienation」で検索(2019年10月1日現在)
- 村尾泰弘 2014 家族臨床心理学入門—精神分析からナラティブ・セラピーまで 北樹出版
- 直原康光 安藤智子 2018 離婚後の父母葛藤は子どもの適応等にどのような影響を与え

- るか筑波大学心理研究55 73-85
- 小川洋子 2018 子どもが面会交流を通して別居親と新たな関係性を築くまでのプロセスに関する質的研究 家族心理学研究32-1 14-28
- 岡田尊司 2011 シック・マザー 心を病んだ母親とその子どもたち 筑摩書房
- 斎藤学 1994 アダルト・チルドレンと家族一心のなかの子どもを癒す 学陽書房
- 杉山登志郎 2007 子ども虐待という第四の発達障害 学研プラス
- 棚瀬一代 2004 離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して— 京都女子大学現代社会研究6 19-37
- 棚瀬一代 2007 離婚と子ども 誠信書房
- 谷内仁美 2013 子どもが面会交流を拒否する現象の理解について—循環として理解する枠組みの活用— 家裁調査官研究紀要 第17号 118-135
- 内田利広 2018 母と娘の心理臨床 家族の世代間伝達を超えて 金子書房 54-59
- 安田裕子 サトウタツヤ 2012 TEMでわかる人生の経路—質的研究の新展開— 誠信書房
- 横山和宏 2018 子どもが面会交流を否定する事例での調査及び調整の方法の検討—Friedlander&Walter (2010) の家族介入モデルを参考に— 家裁調査官研究紀要 第25号 55-109